

しんぬつがわ  
真沼津川水系河川整備基本方針

平成20年1月

北 海 道

## 真沼津川水系河川整備基本方針

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
(1) 流域の概要 .....	1
(2) 治水の現況 .....	1
(3) 河川の利用の現況 .....	2
(4) 流域の自然環境 .....	2
(5) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	3
2. 河川の整備の基本となるべき事項 .....	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 .....	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 .....	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 .....	5
(参考図) 真沼津川水系流域概要図 .....	6

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域の概要

真沼津川は、北海道日高郡新ひだか町の北西部に位置する標高 150m内外の丘陵地に源を発し、小支川を合流しながら、新ひだか町静内駒場市街地を貫流し太平洋に注ぐ、流域面積 4.80km<sup>2</sup>、幹線流路延長 3.60kmの二級河川である。

河川名は、一説によると、アイヌ語のシノマンヌプカ（山の出崎）の意と言われている。

真沼津川が流れる新ひだか町は、全国の約 8 割の競走馬を生産する日高管内において約 3 分の 1 の人口を有し、自然環境を生かした農林水産資源を基盤とする第 1 次産業が基幹産業となっており、主なものとしては、軽種馬産業のほか、最近、いちごやメロンなどの生産も盛んで、各地に出荷している。

また、新ひだか町には、大正初期に植栽された幅 36m、長さ 7kmにおよぶ「二十間道路桜並木」があり、5 月の開花時期には多くの観光客が訪れる重要な観光名所となっている。

真沼津川は地形的に、河道の右岸側にある丘陵地を主な流域としており、左岸側は静内川の一次支川である古川の流域になっている。このような地形条件のため、真沼津川が氾濫した場合には、左岸側にある新ひだか町市街地が浸水するという特徴を有している。

河道周辺の土地利用は、上流域は水田・畑として耕作されており、下流域は市街化が進み、河道に隣接して住宅、小学校や公民館などの公共施設が密集し、河川沿いには、地域住民にとって欠かすことのできない生活道路が通っている。また、右岸側の日高山脈から連なる丘陵地は、森林が主体で豊かな自然環境に恵まれ、河口部には国道 235 号、JR 日高本線など重要施設があり、「治水」・「環境」に関して真沼津川の持つ意義は大きい。

### (2) 治水の現況

真沼津川は、かつて静内川の一次支川である古川の支川であった。静内川は、昭和 22 年 9 月に静内町（現在の新ひだか町）全域を襲った豪雨により、約 150ha の集落が完全に流失するという激甚な洪水被害が発生したのを契機として、昭和 27 年に河川改修に着手していたが、その後も昭和 31 年 8 月の台風 9 号による洪水をはじめ毎年のように静内町（現在の新ひだか町）市街地を流れる古川が氾濫し、洪水被害が発生したことから、古川流域における洪水被害を軽減することが急務の課題であるとして、昭和 46 年から抜本的な河川改修に着手し、古川本川の河道拡幅のほか、古川流域を分割する放水路整備として、古川流域北側の丘陵地からの出水を直接太平洋に放水し、古川流域への流入量を軽減する、現在の真沼津川が昭和 57 年に誕生した。

真沼津川は、近年においても過去の改修を上回る洪水が発生し、平成 7 年 8 月の低気圧では床上浸水家屋 9 戸、床下浸水家屋 42 戸、平成 13 年 9 月の台風 15 号では床下浸水家屋 1 戸、平成 15 年 8 月の台風 10 号では床上浸水家屋 3 戸、床下浸水家屋 18 戸と連続して静内町（現在の新ひだか町）市街地で、洪水被害を受けている。

### (3) 河川の利用の現況

真沼津川では、現在河川水の利用は、行われていない。

河川空間の利用としては、真沼津川の沿川と並行する道路を、通学や散策として利用する地域住民の姿を見ることが出来る。

### (4) 流域の自然環境

流域の気候は、太平洋に面した海洋性気候で、年間の平均気温は約 8℃であり、また年平均降水量は約 1,100mm と、道内の平均的な降水量である。

流域の地形は、右岸側が標高 150m 程度の火山灰質のロームに覆われた海成段丘による丘陵地となっており、左岸側は新ひだか町静内市街地を貫流する静内川によって形成された沖積低地帯（沖積層）となっている。この沖積層は、静内川や真沼津川等の河川に沿って幅広い氾濫原を形成しており、その地質は砂、礫、および粘土からなり、泥炭層が介在する。

河道右岸側は丘陵地となっており、その斜面にはコナラ・ミズナラの自然林やカラマツなどの針葉樹林となっていてアオサギの集団営巣地がある。また、その明るい林内にはサクラソウが生育している。また、護岸の上部にオオハンゴンソウ・ハキダメギクなどに覆われている。

河道内では、1/660 程度の勾配でコンクリート張りとなっている河床には上流部や支川から流れてきた土砂が堆積し、その土砂にノダイオウや水辺に生えるツルヨシ・クサヨシが成育している。これらの陰にはキタノトミヨや、水面上や水中の小動物を捕食するエゾホトケドジョウ、フクドジョウが生息している。また、砂泥が堆積している河床にはシベリアヤツメ、砂泥上に中礫や粗礫が堆積している早瀬のところではハナカジカ、砂礫となっているところではエゾウグイ、落差工下流の砂泥が堆積した淵にサクラマス（ヤマメ）の姿を見ることができる。また、これら魚類を狙ってアオサギが集団営巣地から訪れる。

河口部では、河床高は海水面よりも高くなっており、海から魚類が遡上するのは困難であるため、海と河川間を回遊する魚は生息していない。

水質については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定を受けていないが、平成 14 年～16 年の調査によると、BOD 値が上流側は AA～A 類型相当で、下流側は B～C 類型相当となっている。

(5) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、水害の発生状況、治水事業の現状、河川の利用状況、周辺の土地利用状況並びに河川環境を考慮し、周辺地域の社会・経済情勢との調和に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図るものとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、真沼津川流域が持つ社会・経済的な位置付けや道内の他河川とのバランスを図りつつ、河道の掘削などにより河積を増大させ、計画規模の洪水の安全な流下を図るものとする。整備途中段階における施設能力以上の洪水や計画規模を上回るような洪水に対しては、迅速な対応が可能となるよう、水防管理者等の関係機関に対し河川情報等の確実な伝達やハザードマップ作成等の支援を行い、被害の軽減を図るものとする。

河川の適正な利用や流水の正常な機能の維持に関しては、沿川道路が通学・散策路として地域住民に利用されていることを踏まえ、地域と連携した河川整備を図るものとする。また、現在生息している魚類の生息状況や、現在の水質環境に配慮し、水環境の保全に努めるものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、現況河道が人工的に整備された放水路であるが、多くの動植物が生息・生育している現状を踏まえ、河床掘削の際には、現況程度のみお筋を確保するなど、適切な復元措置を講ずるものとし、地域の意見を踏まえつつ、治水と環境が調和した良好な河川環境となるよう努めるものとする。

景観に関しては、流域の自然や社会特性、周辺の土地利用状況、地域のまちづくり計画などを踏まえつつ、街並みにうるおいをあたえる河川風景の創出など、周辺の景観との調和に配慮するものとし、地域住民との連携を密にしながら、生活に身近で親しみやすい水辺空間となるように努めるものとする。

河川の維持管理については、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等の観点から、必要な措置を講ずるなど、適切な実施に努めるものとし、治水としての機能や環境への影響を考慮したうえで、河道内の樹木や堆積土砂の適正な管理を行うものとする。

また、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供、共有することなどにより、河川と地域住民との連携、河川愛護精神の育成、環境教育の支援並びに住民参加による河川管理を推進するものとする。

なお、以上の実施にあたっては、地域住民や各分野の専門家の意見を踏まえながら、河川の総合的な保全と利用に努めるものとする。

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

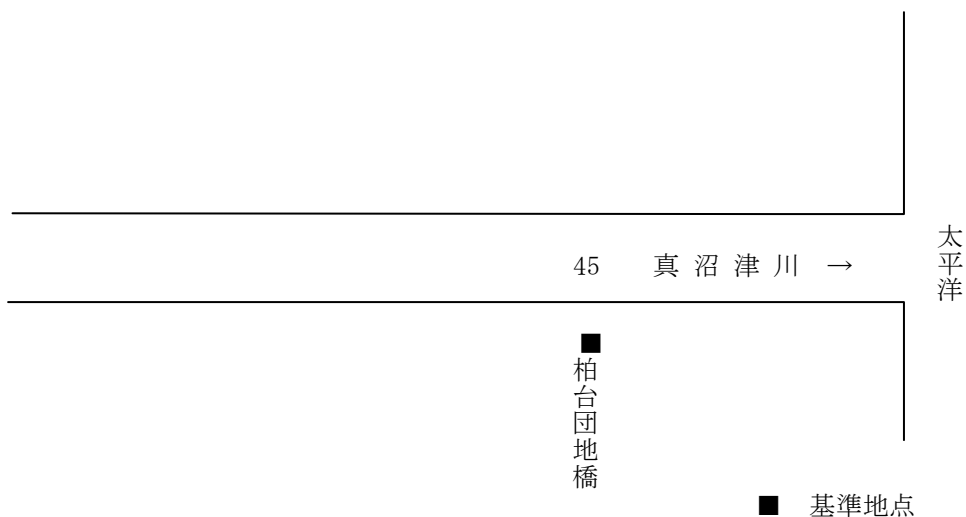
基本高水のピーク流量は、平成7年8月、平成15年8月などの既往洪水を考慮して、かしわだいだんちばし柏台団地橋基準地点において45m<sup>3</sup>/sとし、全量を河道へ配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表(単位：m<sup>3</sup>/s)

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
真沼津川	柏台団地橋	45	—	45

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、柏台団地橋基準地点において45m<sup>3</sup>/sとする。



計画高水流量配分図(単位：m<sup>3</sup>/s)

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画水位及び川幅一覧表

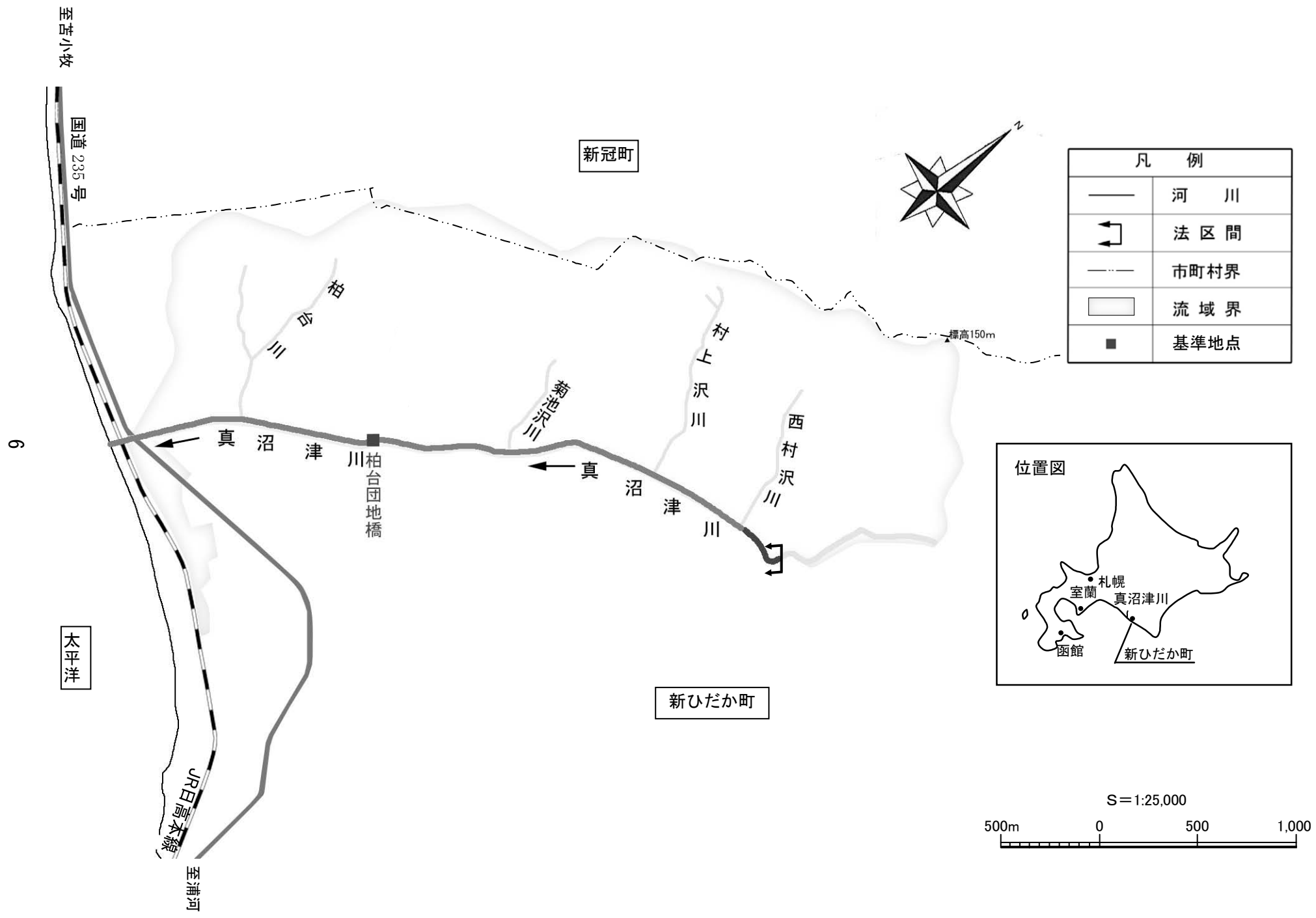
河川名	基準地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
真沼津川	柏台団地橋	1.3	+8.63	15.5

T. P. : 東京湾中等潮位

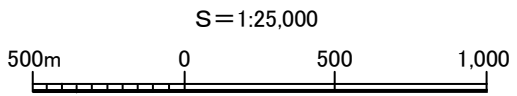
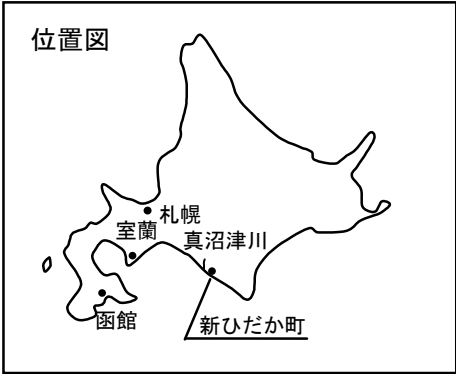
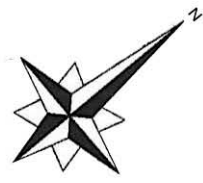
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

真沼津川において水利用はなく、また、渇水被害が生じた事例もない。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、流況等の調査を踏まえつつ、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し調査検討を行ったうえで定めるものとする。



凡 例	
	河 川
	法 区 間
	市町村界
	流 域 界
	基 準 地 点



至苦小牧

国道235号

新冠町

柏台団地橋

真沼津川

新三沢川

村上沢川

西村沢川

新ひだか町

太平洋

至浦河

JR日高本線

9

標高150m